

人工呼吸器 仕様書

1. 機器構成

No	機 器	数量	規格
1	人工呼吸器 (内訳)		
	本体	1	1076709
	リチウムイオンバッテリー	1	1076374
	アームプラケット	2	1002497
	スタンド	1	1117501
	ウォーターバックポール	1	1103439
	回路サポートアーム	1	FJBL-3020-L
	マウンティングプラケット	1	1119308
	シリンダーキット	1	1117502
	マニホールドキット	1	1117503
	加温加湿器	1	1079739
	延長ホース	3	1126485

※人工呼吸器は、株式会社フィリップス・ジャパン製とする。

2. 使用目的

自分の力で呼吸が困難な患者の代わりに呼吸を補助する機器。

3. 納入期限

契約の日から 40 日以内とする。

4. その他

- (1) 操作説明会は納入後、必ず開催し、求めに応じ、適宜行うこと。
- (2) 納入日のスケジュールについて事前に打ち合わせを行い、それに従い完了すること。
- (3) 納入検査後 1 年間は、使用者の責に帰さない故障に対しては、無償にて修理もしくは交換を行うこと。
- (4) 緊急故障時には、業務に支障をきたさないように復旧できる体制を有すること。
- (5) 納入に係る経費については、入札価格に含むものとします。

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲総合病院の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、供給者は、尾鷲総合病院と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 供給者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 供給者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。